

令和6年9月12日開会

令和6年9月徳島県議会定例会議案

目 次

第 1 号	令和 6 年度徳島県一般会計補正予算（第 2 号）	1 頁
第 2 号	令和 6 年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第 1 号）	13
第 3 号	徳島県総合計画審議会設置条例の一部改正について	15
第 4 号	生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定 について	17
第 5 号	徳島県公害紛争処理条例の一部改正について	19
第 6 号	徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について	21
第 7 号	徳島県港湾施設管理条例の一部改正について	25
第 8 号	令和 6 年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について	27
第 9 号	令和 6 年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について	31
第 10 号	令和 6 年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について	33
第 11 号	令和 6 年度県単独道路事業費に対する受益市町負担金について	35
第 12 号	令和 6 年度県営都市計画事業費に対する受益市町負担金について	39
第 13 号	令和 6 年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について	41
第 14 号	令和 6 年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について	45
第 15 号	徳島県総合情報通信ネットワークシステム衛星系更新工事の請負契約について	47
第 16 号	一般国道 438 号道路改築工事一ノ瀬トンネルの請負契約の変更請負契約について	49
第 17 号	日和佐小野線緊急地方道路整備工事恵比須浜トンネルの請負契約の変更請負契約について	51
第 18 号	徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（3）の請負契約の変更請負契約について	53
第 19 号	徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（1）の請負契約について	55
第 20 号	徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（2）の請負契約について	57

第 21 号	地方独立行政法人徳島県鳴門病院第 4 期中期目標の策定について	59頁
第 22 号	令和 5 年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について	67
第 23 号	令和 5 年度徳島県病院事業会計決算の認定について	69
第 24 号	令和 5 年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	71
第 25 号	令和 5 年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	73
第 26 号	令和 5 年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	75
第 27 号	令和 5 年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	77
第 28 号	令和 5 年度徳島県流域下水道事業会計決算の認定について	79
報告第 1 号	徳島県継続費精算報告書について	81
報告第 2 号	徳島県電気事業会計継続費精算報告書について	83
報告第 3 号	令和 5 年度決算に係る健全化判断比率の報告について	85
報告第 4 号	令和 5 年度決算に係る資金不足比率の報告について	87
報告第 5 号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	89
報告第 6 号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	91
報告第 7 号	損害賠償（取締行為に伴う人身事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	93
報告第 8 号	地方独立行政法人徳島県鳴門病院の令和 5 年度に係る業務の実績に関する評価結果について	95
報告第 9 号	地方独立行政法人徳島県鳴門病院第 3 期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価結果について	97

第 1 号

令和6年度徳島県一般会計補正予算（第2号）

令和6年度徳島県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,499,084千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ515,491,933千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加及び変更は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表地方債補正」による。

令和6年9月12日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		千円 886,894	千円 65,874	千円 952,768
	1 分担金	195,925	21,060	216,985
	2 負担金	690,969	44,814	735,783
9 国庫支出金		62,697,779	2,785,624	65,483,403
	1 国庫負担金	30,909,801	366,921	31,276,722
	2 国庫補助金	30,878,125	2,418,703	33,296,828
12 繰入金		28,515,744	230,080	28,745,824
	2 基金繰入金	26,288,274	230,080	26,518,354
13 繰越金		1,228,573	8,559,506	9,788,079
	1 繰越金	1,228,573	8,559,506	9,788,079
15 県債		39,678,000	2,858,000	42,536,000
	1 県債	39,678,000	2,858,000	42,536,000
歳入合計		500,992,849	14,499,084	515,491,933

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 27,909,285	千円 7,807,618	千円 35,716,903
	1 総務管理費	13,892,226	7,615,288	21,507,514
	2 企画費	6,193,094	192,330	6,385,424
3 民生費		68,742,272	47,580	68,789,852
	1 社会福祉費	49,547,237	28,270	49,575,507
	2 児童福祉費	14,512,329	10,310	14,522,639
	3 生活保護費	4,682,706	9,000	4,691,706
4 衛生費		27,362,887	241,907	27,604,794
	4 医薬費	6,499,856	241,907	6,741,763
5 労働費		3,294,112	6,000	3,300,112
	1 労政費	2,200,098	6,000	2,206,098
6 農林水産業費		28,950,341	1,248,400	30,198,741
	1 農業費	4,852,423	15,000	4,867,423
	2 園芸費	807,478	4,000	811,478
	4 農地費	9,503,378	453,300	9,956,678

	5 林業費	10,021,402	531,800	10,553,202
	6 水産業費	2,309,041	244,300	2,553,341
7 商工費		66,075,855	457,830	66,533,685
	1 商業費	60,547,162	340,000	60,887,162
	3 観光費	1,471,889	117,830	1,589,719
8 土木費		52,165,456	4,683,396	56,848,852
	1 土木管理費	3,652,935	350,000	4,002,935
	2 道路橋りょう費	23,399,269	1,566,011	24,965,280
	3 河川海岸費	13,567,882	365,781	13,933,663
	4 港湾費	4,397,450	657,604	5,055,054
	5 都市計画費	5,696,377	1,744,000	7,440,377
10 教育費		88,394,169	6,353	88,400,522
	1 教育総務費	15,105,656	6,353	15,112,009
歳出	合計	500,992,849	14,499,084	515,491,933

第2表 継続費補正

1 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
8 土木費	5 都市計画費	鳴門総合運動公園 野球場改築事業	9,890,000	5	1,810,000	9,890,000	5	1,810,000
				6	2,340,000		6	3,237,000
				7	3,720,000		7	3,330,000
				8	2,020,000		8	1,513,000

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	総合福祉センター運営費	43,391
6 農林水産業費	4 農地費	県営かんがい排水事業費	35,000
		団体営土地改良事業費	69,000
		県単独土地改良事業費	53,000
		基幹農道整備事業費	60,000
		広域営農団地農道整備事業費	190,000
		中山間地域農村活性化総合整備事業費	95,000

		農業集落排水整備事業費	93,000
		経営体育成基盤整備事業費	150,000
		農業水利施設保全対策事業費	1,007,000
		農業水利施設保全合理化事業費	38,000
		耕地地すべり防止事業費	185,000
		老朽ため池等整備事業費	355,000
		地盤沈下対策事業費	100,000
		国営付帯県営農地防災事業費	60,000
		震災対策農業水利施設整備事業費	25,000
		農地海岸保全施設整備事業費	200,000
	5 林 業 費	森林環境保全整備事業費	200,000
		森林基盤整備事業費	1,194,000
		県単独林道事業費	31,000
		治山事業費	950,000
		林野地すべり防止事業費	127,000
		災害関連緊急治山事業費	80,000
		県単独治山事業費	39,000

			治山維持補修費	30,000
	6 水 産 業 費		県管理漁港維持補修費	60,000
			広域漁港整備事業費	153,000
			水産物供給基盤機能保全事業費	297,000
			水域環境保全創造事業費	51,000
			漁港海岸保全施設整備事業費	133,000
			県単独漁港漁場整備事業費	12,000
7 商 工 費	1 商 業 費		中小企業総合支援費	300,000
	3 観 光 費		観光交流推進費	60,000
			観光施設管理運営費	75,000
8 土 木 費	2 道 路 橋 り よ う 費		道路維持修繕費	493,000
			道路局部改良事業費	268,000
			路側整備事業費	139,000
			道路改築事業費	1,740,000
			緊急地方道路整備事業費	5,384,000
			交通安全対策事業費	183,000
			橋りょう修繕費	80,000

3	河川海岸費	河川管理費	80,000
		河川海岸維持修繕費	258,000
		河川特殊改良事業費	98,000
		広域河川改修事業費	598,000
		総合流域防災事業費	1,019,000
		地震・高潮対策河川事業費	258,000
		堰堤改良事業費	180,000
		河川管理施設長寿命化事業費	120,000
		通常砂防事業費	229,000
		地すべり対策事業費	561,000
		急傾斜地崩壊対策事業費	106,000
		県単独砂防事業費	33,000
		砂防維持修繕費	24,000
		県単独急傾斜地崩壊対策事業費	26,000
		災害防止対策緊急事業費	40,000
海岸侵食対策事業費	145,000		
津波・高潮危機管理対策緊急事業費	66,000		

			海岸堤防等老朽化対策緊急事業費	89,000
	4 港 湾 費		港湾海岸施設維持補修費	84,000
			県単独港湾整備事業費	231,000
			港湾海岸保全施設整備事業費	558,000
			港湾環境整備事業費	28,000
			港湾補修事業費	908,000
		5 都 市 計 画 費		都市計画調査事業費
			街路事業費	332,000
			緊急地方道路整備事業費	391,000
			公園整備事業費	547,000
			公園維持修繕費	9,000
	6 住 宅 費		県営住宅建設事業費	342,000
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費		教育財産取得及び管理費	195,000
	4 高 等 学 校 費		高校施設整備事業費	3,319,044
	5 特 別 支 援 学 校 費		特別支援学校施設整備事業費	71,244
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費		現年発生農地及び農業用施設災害復旧事業費	80,000
			過年発生災害林道復旧事業費	65,000

		現年発生災害林道復旧事業費	70,000
	2 土木施設災害復旧費	現年発生治山施設災害復旧事業費	70,000
		現年発生漁港施設災害復旧事業費	60,000
		過年発生河川等施設災害復旧事業費	694,000
		現年発生河川等施設災害復旧事業費	660,000
		過年発生港湾施設災害復旧事業費	53,000
		現年発生港湾施設災害復旧事業費	100,000

第4表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
大阪・関西万博における誘客促進業務委託契約	令和7年度	32,000千円
大阪・関西万博における関西パビリオン催事企画業務委託契約	令和7年度	45,200千円

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
県単独港湾整備事業工事請負等契約	令和7年度	240,000千円	令和7年度	540,000千円

第5表 地方債補正

1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
農地事業	2,226,000千円	2,394,000千円
林業治山事業	2,201,000	2,451,000
水産事業	435,000	539,000
土木管理事業	175,000	525,000
道路橋りょう事業	10,217,000	10,762,000
河川海岸事業	7,522,000	7,737,000
港湾事業	1,751,000	2,165,000
都市計画事業	2,423,000	3,235,000
計	39,678,000	42,536,000

第 2 号

令和6年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度徳島県港湾等整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和6年9月12日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾等整備事業費	1 港湾等整備事業費	徳島小松島港赤石地区整備事業費	千円 36,000
	2 徳島小松島港津田地区整備事業費	臨海土地造成事業費	72,000

第三号

徳島県総合計画審議会設置条例の一部改正について

徳島県総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年九月十二日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例

徳島県総合計画審議会設置条例（平成二年徳島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「四十四人」を「二十人」に改める。

附 則

この条例は、令和六年十一月二十五日から施行する。

提案理由

附属機関の見直しに伴い、徳島県総合計画審議会の委員の定数について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四号

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和六年九月十二日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

- 一 住民基本台帳法施行条例（平成十四年徳島県条例第四十八号）別表第一の十二の項
- 二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年徳島県条例第五十九号）別表第一の一の項及び別表第一の一の項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律により生活保護法の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五号

徳島県公害紛争処理条例の一部改正について

徳島県公害紛争処理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年九月十二日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県公害紛争処理条例の一部を改正する条例

徳島県公害紛争処理条例（昭和四十五年徳島県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第二条から第五条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

（公害審査委員候補者の委嘱期間）

第二条 法第十八条第一項の条例で定める期間は、三年とする。

別表中「（第四条関係）」を「（第五条関係）」に改める。

附 則

この条例は、令和七年二月一日から施行する。

提案理由

公害に係る紛争の処理に関する事務の効率化に資するため、公害審査委員候補者の委嘱期間を条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第六号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年九月十二日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

第一条 徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四十八の二の項中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同表の五十四の項中「第四十八条第十六項第一号」の下に「又は地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の四十第二項」を加え、「には」を「にあつては」に、「同項第二号」を「建築基準法第四十八条第十六項第二号」に改め、同表の六十の項の次に次のように加える。

六十の二 地域再生法第十七条の四十四の規定により読み替えて適用する建築基準法第五十

五条第四項第二号の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査

二万七千円

第二条 徳島県県土整備関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第一の三十九の項中「第六条第二項」の下に「（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）を加え、「又は大規模の模様替をする」を「若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する」に、「又は模様替」を「模様替又は用途の変更」に改め、同表中四十の項を削り、三十九の三の項を四十の項とし、同表の四十八の項中「第二号」の下に「これらの規定を」を加え、同表の四十八の二の項を次のように改める。

四十八の二 建築基準法第十八条第二項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく国の機関の長等による建築物の計画の通知に伴う建築基準関係規定に適合するかどうかの審査

次に掲げる計画の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（次に掲げる区分のうち二以上の区分に該当する場合にあっては、該当する区分ごとに算定した額の合計額）

イ 建築物を建築する場合（ロに掲げる場合及び移転する場合を除く。）であつて、当該建築に係る部分の床面積の合計が三十平方メートル以下のときは五千円、三十平方メートルを超え百平方メートル以下のときは九千円、百平方メートルを超え二百平方メートル以下のときは一万四千元、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは一万九千元、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは三万四千元、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは四万八千元、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは十四万円、一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは二十四万円、五万平方メートルを超えるときは四十六万円

ロ 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）は、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）をイに掲げる床面積の合計とみなしてイにより算定した額

ハ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（二に掲げる場合を除く。）は、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の二分の一をイに掲げる床面積の合計とみなしてイにより算定した額

ニ 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の

別表第一の四十八の二の項の次に次のように加える。

四十八の三 建築基準法第十八条第五項の規定に基づく国の機関の長等による建築物の計画の通知に伴う構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）

四十八の四 建築基準法第八十七条の四において準用する同法第十八条第二項の規定に基づく国の機関の長等による建築設備の計画の通知に伴う建築基準関係規定に適合するかどうかの審査

四十八の五 建築基準法第八十八条第一項又は第二項において準用する同法第十八条第二項の規定に基づく国の機関の長等による工作物の計画の通知に伴う建築基準関係規定に適合するかどうかの審査

四十八の六 建築基準法第十八条第二十項の規定に基づく国の機関の長等による建築物の工事の完了の通知に伴う検査（同条第二十九項又は第三十二項の規定による検査（四十八の九の項において「特定工程工事終了検査」という。）を受けた建築物に係るものを除く。）

四十八の七 建築基準法第八十七条の四において準用する同法第十八条第二十項の規定に基

模様替をし、又はその用途を変更する場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一をイに掲げる床面積の合計とみなしてイにより算定した額

三十九の二の項下欄イ又はロにより算定した額（同一敷地内に二以上の構造計算適合性判定を要する建築物（建築基準法第二十条第二項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合にあつては、当該建築物の部分。以下この項において同じ。）がある場合は、それぞれの建築物につき同イ又はロにより算定した額の合計額）

1 建築設備を設置する場合（2に掲げる場合を除く。）
一基につき九千円（小荷物専用昇降機については、四千元）

2 確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 一基につき五千円（小荷物専用昇降機については、三千円）

1 工作物を築造する場合（2に掲げる場合を除く。）
八千円

2 確認済証の交付を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 四千元

四十三の項下欄により算定した額

一万三千元（小荷物専用昇降機については、八千円）

<p>づく国の機関の長等による建築設備の工事の完了の通知に伴う検査</p> <p>四十八の八 建築基準法第八十八条第一項又は第二項において準用する同法第十八条第二十二項の規定に基づく国の機関の長等による工作物の工事の完了の通知に伴う検査</p> <p>四十八の九 建築基準法第十八条第二十項の規定に基づく国の機関の長等による建築物の工事の完了の通知に伴う検査（特定工程工事終了検査を受けた建築物に係るものに限る。）</p> <p>四十八の十 建築基準法第十八条第二十八項の規定に基づく国の機関の長等による建築物の特定工程に係る工事の終了の通知に伴う検査</p> <p>四十八の十一 建築基準法第十八条第三十八項第一号又は第二号（これらの規定を同法第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査</p>	<p>九千円</p> <p>四十六の項下欄により算定した額</p> <p>四十七の項下欄により算定した額</p> <p>十二万円</p>
--	--

附則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条中別表第一の五十四の項の改正規定及び同表の六十の項の次に次のように加える改正規定（令和六年法律第十七号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
 - 二 第一条中別表第一の四十八の二の項の改正規定 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日
- 2 第二条の規定による改正後の別表第一の四十八の二の項及び四十八の四の項から四十八の十一の項までの規定は、この条例の施行の日以後にされるこれらの規定に規定する通知又は申請に係る審査又は検査について適用する。

提案理由

建築基準法の一部が改正されたことに鑑み、国の機関の長等による建築物の計画の通知に伴う建築基準関係規定に適合するかどうかの審査等に係る手数料を定めるとともに、地域再生法の一部が改正されたことに伴い、建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査に係る手数料を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第七号

徳島県港湾施設管理条例の一部改正について

徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年九月十二日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

徳島県港湾施設管理条例（昭和三十年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表の注に次の一項を加える。

7 当該港湾施設が所在する市町村に対して国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）第二条第一項に規定する国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）を交付することとなる場合には、この表に定める額とは別に、当該市町村交付金に相当する金額を納付しなければならない。

別表第二の二の表の注に次の一項を加える。

7 当該港湾施設が所在する市町村に対して市町村交付金を交付することとなる場合には、この表に定める額とは別に、当該市町村交付金に相当する金額を納付しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第二の規定は、令和八年四月一日以後に市町村に対して国有資産等所在市町村交付金を交付することとなる場合について適用する。

提案理由

港湾施設の利用の状況に鑑み、受益者負担の適正化を図るため、当該港湾施設の占用又は使用の許可を受けている者から国有資産等所在市町村交付金に相当

する金額を徴収する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 8 号

令和6年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について

令和6年度県営土地改良事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令和6年9月12日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付記
県営土地改良事業	鳴門市	地盤沈下対策事業	40,000,000	2,400,000	0.6/10以内	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		国営付帯県営農地防災事業	12,000,000	900,000	1.5/10以内	
		小計	52,000,000	3,300,000	—	
	小松島市	県営かんがい排水事業	40,000,000	4,000,000	2.25/10以内	
		経営体育成基盤整備事業	46,060,000	4,606,000	1/10以内	
		国営付帯県営農地防災事業	73,200,000	10,980,000	1.5/10以内	
		小計	159,260,000	19,586,000	—	
	阿南市	広域営農団地農道整備事業	10,000,000	1,000,000	1/10以内	
		中山間地域農村活性化総合整備事業	73,000,000	9,125,000	1.5/10以内	
		経営体育成基盤整備事業	130,940,000	12,494,000	1.75/10以内	
		老朽ため池等整備事業	117,000,000	9,570,000	1.1/10以内	
		小計	330,940,000	32,189,000	—	

		吉野川市	基幹農道整備事業	50,000,000	4,300,000	0.86/10以内		
			広域営農団地農道整備事業	50,000,000	5,000,000	1/10以内		
			老朽ため池等整備事業	50,000,000	8,000,000	1.6/10以内		
		小計	150,000,000	17,300,000	—			
		阿波市	経営体育成基盤整備事業	40,000,000	4,000,000	1/10以内		
			老朽ため池等整備事業	56,000,000	6,160,000	1.1/10以内		
			小計	96,000,000	10,160,000	—		
		美馬市	広域営農団地農道整備事業	1,000,000	100,000	1/10以内		
			経営体育成基盤整備事業	19,000,000	1,900,000	1.75/10以内		
			老朽ため池等整備事業	45,000,000	8,400,000	2/10以内		
			小計	65,000,000	10,400,000	—		
		三好市	広域営農団地農道整備事業	10,000,000	1,000,000	1/10以内		
			中山間地域農村活性化総合整備事業	30,000,000	4,500,000	1.5/10以内		
			老朽ため池等整備事業	33,500,000	4,110,000	1.6/10以内		
			小計	73,500,000	9,610,000	—		
		勝浦町	基幹農道整備事業	60,000,000	5,160,000	0.86/10以内		
広域営農団地農道整備事業	80,000,000		8,000,000	1/10以内				
小計	140,000,000		13,160,000	—				
上勝町	広域営農団地農道整備事業	80,000,000	8,000,000	1/10以内				
那賀町	広域営農団地農道整備事業	20,000,000	2,000,000	1/10以内				

		中山間地域農村活性化総合整備事業	70,000,000	9,140,000	1.5/10以内
		小 計	90,000,000	11,140,000	—
	海陽町	老朽ため池等整備事業	87,000,000	12,320,000	1.6/10以内
	松茂町	地盤沈下対策事業	140,000,000	8,400,000	0.6/10以内
	藍住町	地盤沈下対策事業	10,000,000	600,000	0.6/10以内
	板野町	老朽ため池等整備事業	18,000,000	2,880,000	1.6/10以内
	上板町	県営かんがい排水事業	70,000,000	17,500,000	2.5/10以内
		県営農道整備事業	5,000,000	1,250,000	2.5/10以内
		小 計	75,000,000	18,750,000	—
	つるぎ町	広域営農団地農道整備事業	80,000,000	8,000,000	1/10以内
	東みよし町	広域営農団地農道整備事業	10,000,000	1,000,000	1/10以内
		老朽ため池等整備事業	63,000,000	4,620,000	1.1/10以内
		小 計	73,000,000	5,620,000	—

提案理由

令和6年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項及び土地改良法第91条第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 9 号

令和6年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について

令和6年度広域漁港整備事業費等の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令和6年9月12日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
広域漁港整備事業等	鳴門市	水産物供給基盤機能保全事業	20,000,000 ^円	2,800,000 ^円	14%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	阿南市	広域漁港整備事業	400,000,000	56,000,000	14	
	牟岐町	広域漁港整備事業 県単独漁港漁場整備事業	100,000,000	10,000,000	10	
			36,745,000	7,349,000	20	
		小 計	136,745,000	17,349,000	—	
	美波町	水産物供給基盤機能保全事業	123,000,000	17,220,000	14	
	海陽町	水産物供給基盤機能保全事業	100,000,000	14,000,000	14	
松茂町	水産物供給基盤機能保全事業	70,000,000	9,800,000	14		

提案理由

令和6年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 10 号

令和 6 年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について

令和 6 年度県営林道開設事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令和 6 年 9 月 12 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営林道開設事業	美馬市	森林基幹道	332,000,000 ^円	35,524,000 ^円	10.7%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	三好市	森林基幹道	130,000,000	13,910,000	10.7	
	那賀町	森林基幹道	183,000,000	19,581,000	10.7	
	海陽町	森林基幹道	158,000,000	16,906,000	10.7	

提案理由

令和 6 年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第 2 項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 11 号

令和6年度県単独道路事業費に対する受益市町負担金について

令和6年度県単独道路事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令和6年9月12日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県単独道路事業	徳島市	道路局部改良事業	53,000,000 ^円	7,950,000 ^円	15%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		交通安全対策事業	956,000	95,600	10	
		小 計	53,956,000	8,045,600	—	
	鳴門市	道路局部改良事業	35,000,000	5,250,000	15	
	小松島市	道路局部改良事業	17,000,000	2,550,000	15	
		阿南市	道路局部改良事業	42,000,000	6,300,000	
	阿南市	交通安全対策事業	956,000	95,600	10	
		小 計	42,956,000	6,395,600	—	
	吉野川市	道路局部改良事業	5,000,000	750,000	15	
	阿波市	道路局部改良事業	58,000,000	8,700,000	15	

	美馬市	道路局部改良事業	62,500,000	9,375,000	15
	三好市	道路局部改良事業	75,000,000	11,250,000	15
		交通安全対策事業	956,000	95,600	10
		小計	75,956,000	11,345,600	—
	勝浦町	道路局部改良事業	15,000,000	2,250,000	15
		交通安全対策事業	956,000	95,600	10
		小計	15,956,000	2,345,600	—
	上勝町	道路局部改良事業	4,000,000	600,000	15
	石井町	道路局部改良事業	10,000,000	1,500,000	15
	神山町	道路局部改良事業	23,000,000	3,450,000	15
	那賀町	道路局部改良事業	50,000,000	7,500,000	15
	美波町	道路局部改良事業	10,000,000	1,500,000	15
	海陽町	道路局部改良事業	10,000,000	1,500,000	15
	上板町	道路局部改良事業	5,000,000	750,000	15
	つるぎ町	道路局部改良事業	40,000,000	6,000,000	15
	東みよし町	道路局部改良事業	55,000,000	8,250,000	15

提案理由

令和6年度県単独道路事業費に対する受益市町負担金について、道路法第52条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 12 号

令和 6 年度県営都市計画事業費に対する受益市町負担金について

令和 6 年度県営都市計画事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令和 6 年 9 月 12 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営都市計画事業	徳島市	公共街路事業	1,500,000,000 円	150,000,000 円	1/10	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		県単独街路事業	8,500,000	850,000	1/10	
		緊急地方道路整備事業	556,000,000	55,600,000	1/10	
	小 計	2,064,500,000	206,450,000	—		
	石井町	緊急地方道路整備事業	40,000,000	4,000,000	1/10	

提案理由

令和 6 年度県営都市計画事業費に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第 2 項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 13 号

令和6年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について

令和6年度県単独砂防事業費等の一部を次のとおり受益市町村に負担させるものとする。

令和6年9月12日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

事業の名称	負担市町村	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付記
県単独砂防事業等	徳島市	県単独砂防事業	10,625,000 ^円	2,656,250 ^円	25/100	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	鳴門市	急傾斜地崩壊対策事業	24,000,000	1,200,000	5/100	
		県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100	
		小計	24,425,000	1,306,250	—	
	阿南市	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100	
	吉野川市	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100	
	阿波市	県単独砂防事業	5,525,000	1,381,250	25/100	
	美馬市	急傾斜地崩壊対策事業	40,000,000	4,000,000	1/10	
		県単独砂防事業	15,385,000	3,846,250	25/100	
		小計	55,385,000	7,846,250	—	

	三好市	急傾斜地崩壊対策事業	55,000,000	4,000,000	5/100・1/10
		県単独砂防事業	10,710,000	2,677,500	25/100
		小計	65,710,000	6,677,500	—
	勝浦町	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100
	上勝町	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100
	佐那河内村	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100
	神山町	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100
	那賀町	急傾斜地崩壊対策事業	1,000,000	50,000	5/100
		県単独砂防事業	5,525,000	1,381,250	25/100
		小計	6,525,000	1,431,250	—
	牟岐町	急傾斜地崩壊対策事業	10,000,000	500,000	5/100
	美波町	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100
	海陽町	急傾斜地崩壊対策事業	24,000,000	1,200,000	5/100
		県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100
		小計	24,425,000	1,306,250	—
	板野町	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100
	上板町	県単独砂防事業	425,000	106,250	25/100
	つるぎ町	急傾斜地崩壊対策事業	58,000,000	5,800,000	1/10
		県単独砂防事業	7,820,000	1,955,000	25/100

		小計	65,820,000	7,755,000	—	
	東みよし町	急傾斜地崩壊対策事業	35,000,000	3,500,000	1/10	
		県単独砂防事業	10,285,000	2,571,250	25/100	
		小計	45,285,000	6,071,250	—	

提案理由

令和6年度県単独砂防事業費等に対する受益市町村負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 14 号

令和 6 年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について

令和 6 年度港湾建設事業費の一部を次のとおり受益市に負担させるものとする。

令和 6 年 9 月 12 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

事業の名称	負担市	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
港湾建設事業	徳島市	港湾環境整備事業	円 20,000,000	円 3,000,000	% 15	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。

提案理由

令和 6 年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について、地方財政法第 27 条第 2 項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 15 号

徳島県総合情報通信ネットワークシステム衛星系更新工事の請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

令和 6 年 9 月 12 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1	工 事 名	R 6 防災 徳島県総合情報通信ネットワークシステム衛星系更新工事
2	工 事 箇 所	徳島市万代町他
3	工 期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から令和 8 年 3 月 25 日まで
4	契 約 金 額	960,550,800円
5	契 約 の 方 法	一般競争入札
6	契 約 の 相 手 方	日本電気・三笠電機 R 6 防災 徳島県総合情報通信ネットワークシステム衛星系更新工事共同企業体 代表構成員 東京都港区芝五丁目 7 番 1 号 日本電気株式会社 取締役代表 森 田 隆 之 執行役社長 代理人 香川県高松市中野町29番 2 号 日本電気株式会社四国支社 支 社 長 河 田 一 夫 構 成 員 徳島市かちどき橋四丁目 5 番地 2 三笠電機株式会社 代表取締役 三 笠 貴 史

提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 16 号

一般国道 438 号道路改築工事一ノ瀬トンネルの請負契約の変更請負契約について

令和 6 年 3 月 11 日議決を経た一般国道 438 号道路改築工事一ノ瀬トンネルの請負契約の変更請負契約を次のとおり締結する。

令和 6 年 9 月 12 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

請負契約書中「5 契約金額 2,309,962,600円」を「5 契約金額 2,336,504,500円」に改める。

提案理由

工事の請負契約の契約金額の変更に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 17 号

日和佐小野線緊急地方道路整備工事恵比須浜トンネルの請負契約の変更請負契約について

令和5年12月22日議決を経た日和佐小野線緊急地方道路整備工事恵比須浜トンネルの請負契約の変更請負契約を次のとおり締結する。

令和6年9月12日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

請負契約書中「5 契約金額 2,125,222,000円」を「5 契約金額 2,186,771,400円」に改める。

提案理由

工事の請負契約の契約金額の変更に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 18 号

徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（3）の請負契約の変更請負契約について

令和6年7月3日議決を経た徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（3）の請負契約の変更請負契約を次のとおり締結する。

令和6年9月12日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

請負契約書中「3 工期 徳島県議会の議決のあった日の翌日から令和8年7月31日まで」を「3 工期 徳島県議会の議決のあった日の翌日から令和8年10月31日まで」に、「4 契約金額 1,793,000,000円」を「4 契約金額 1,804,859,100円」に改める。

提案理由

工事の請負契約の契約金額等の変更に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 19 号

徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（1）の請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

令和 6 年 9 月 12 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1	工 事 名	徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（1）
2	工 事 箇 所	鳴門市撫養町立岩（第1工区）
3	工 期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から令和8年10月31日まで
4	契 約 金 額	2,478,300,000円
5	契 約 の 方 法	一般競争入札
6	契 約 の 相 手 方	アズマ建設・多田組 鳴門総合運動公園野球場改築工事共同企業体（1） 代表構成員 徳島市川内町小松東58番地11 株式会社 アズマ建設 代表取締役 坂 東 譲 太 構 成 員 板野郡松茂町広島字壺番越6番地6 株式会社 多田組 代表取締役 多 田 卓 治

提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 20 号

徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（2）の請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

令和 6 年 9 月 12 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1	工 事 名	徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（2）
2	工 事 箇 所	鳴門市撫養町立岩（第2工区）
3	工 期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から令和8年10月31日まで
4	契 約 金 額	1,650,000,000円
5	契 約 の 方 法	一般競争入札
6	契 約 の 相 手 方	井上建設・北岡組・吉岡組 鳴門総合運動公園野球場改築工事共同企業体（2）
	代表構成員	鳴門市撫養町小桑島字前組16の12
		井上建設株式会社
		代表取締役 井 上 一 弘
	構 成 員	美馬市美馬町字妙見67番地2
		株式会社 北岡組
		代表取締役 北 岡 眞 文
	構 成 員	板野郡藍住町徳命字前須東38番地1
		株式会社 吉岡組
		代表取締役 吉 岡 健 治

提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 21 号

地方独立行政法人徳島県鳴門病院第4期中期目標の策定について

地方独立行政法人徳島県鳴門病院の第4期中期目標を次のように定める。

令和6年9月12日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

地方独立行政法人徳島県鳴門病院第4期中期目標**前文**

地方独立行政法人徳島県鳴門病院は、平成25年4月の法人設立以降、県北部をはじめ香川県東部や兵庫県淡路島地域の政策医療を担い、地域の中核的かつ急性期病院として重要な役割を果たしている。

また、看護専門学校、健康管理センターを併設し、本県医療の未来を担う看護人材の育成に貢献するとともに、地域全体で治し、支える「地域完結型」の医療提供体制の確保に取り組んできたところである。

一方で、急速に進む人口減少や少子高齢化など社会構造の多様化・複雑化が進む中、地域における病床機能の分化及び連携並びに在宅医療の更なる推進により、将来の医療需要に対応した適切な医療提供体制の早急な構築を図ることが必要である。

加えて、近い将来その発生が危惧される「南海トラフ巨大地震」をはじめとする大規模自然災害への対応や地域における医療提供体制の確保において重要な課題となる救急医療、周産期医療及び小児医療への対応が求められている。

更に、新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組の推進や医師の働き方改革への対応が求められる中、持続可能な地域医療提供体制の確保に向けては、地域の医療機関等との機能分化と連携強化を進めていくことが重要である。

こうしたことから、地方独立行政法人徳島県鳴門病院においては、「第8次徳島県保健医療計画」をはじめとする本県の医療行政施策はもとより、総務省が策定した「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、引き続き、本県の政策医療を担う重要な役割を果たす公的病院として、第3期中期目標期間と同様に医療水準の向上に向けた投資を積極的に行い、その機能を強化して、地域住民の医療ニーズに応じた安全で質の高い医療の提供に努めるとともに、業務運営の継続性や効率性について不断の見直しを行うなど、しなやかで強靱な病院経営を行うことで、医療サービスの向上

を支える病院の経営基盤の更なる強化を図っていくべきである。

このため、第4期中期目標を次のとおり定めることとし、地方独立行政法人制度の特徴である自主性や効率性を十分に発揮しつつ、地域の中核的病院として更なる公的役割を担い、地域住民から、更に信頼され、期待され、愛される病院を目指していくため、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の基本となるべき方向性を示すこととする。

第1 中期目標の期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 診療事業

(1) 良質かつ適切な医療の提供

- ア 地域の中核的かつ急性期を担う病院として、地域住民の医療を支える基本機能を提供しつつ、地域の医療水準向上のための機能充実に努めること。
- イ 患者一人一人の状態に合わせた最適で確実な治療を提供するため、各種診療ガイドライン等に基づくクリティカルパスを推進するとともに医療安全対策を徹底し、医療の質の向上を図ること。

(2) 患者の視点に立った医療の提供

- ア 選ばれる病院であり続けるため、患者のニーズを的確に把握し、病院内外における継続的な改善策を講じることにより、患者サービスの向上推進に努めること。
- イ 病院のホームページや地元広報誌の活用等により、病院の役割や医療提供内容等を積極的に情報発信するとともに、地域住民との交流を通じた、開かれた病院づくりに努めること。
- ウ 患者の個人情報について法・条例に基づき適切に取り扱い、臨床における倫理的課題に積極的に取り組むとともに、医療相談体制を充実し、患者の利便性向上に努めること。

(3) 救急医療の強化

- ア 東部Ⅱ救急医療圏の自己完結率を高めるため、救急医療体制を充実させるとともに、県北部の最重要な救急医療施設としての機能を担うための取組を図ること。
- イ 地域の1次救急医療機関との役割分担や連絡体制の整備、消防機関との連携強化に努めること。

(4) がん医療の高度化

- ア 地域がん診療連携推進病院として県内のがん診療連携拠点病院との連携を図るとともに、県北部のがん診療拠点の整備に向け、集学的治療の推進や

高度医療機器の導入による強みを活かしたがん診療の質の向上に努めること。

イ 地域で化学療法や緩和ケアを受けたい患者ニーズに対応するため、県北部におけるがん診療提供体制の構築に努めること。

(5) 産科医療や小児医療の充実

産科及び小児科の診療体制の一層の充実を図るとともに、他の診療科との連携や役割分担を促進し、地域における中核的な小児・周産期医療機関として求められる役割を着実に果たすこと。

(6) 特色ある医療の更なる推進

県内唯一の医療分野である「手の外科センター」をはじめ、「脊椎脊髄センター」や「糖尿病・内分泌センター」などの専門的な人材能力を活かした医療の充実を図るとともに、積極的な情報発信を行うことで、病院の特色ある医療の更なる提供拡大に努めること。

(7) 地域住民の健康維持への貢献

健康管理センターでの人間ドックや各種健診事業の充実に取り組むとともに、地域住民の健康意識・行動を高める啓発活動や健康に有用な医療情報の公開・提供に努めること。

2 役割・機能の最適化と連携の強化

(1) 地域医療構想等を踏まえた病院の果たすべき役割・機能

ア 地域における基幹的な公的病院として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしていることを踏まえ、地域医療構想等を踏まえた病院の果たすべき役割・機能について、明確化を図ること。

イ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた病院の果たす役割・機能の明確化を図るとともに、地域包括支援センターや在宅医療機関をはじめとする関係機関との連携の下、急性期から慢性期までの入院・外来・在宅において、多様化・変化する医療ニーズに寄り添った適切な医療の提供に努めること。

(2) 機能分化・連携強化

ア 地域医療支援病院として、高度医療機器を積極的に活用した専門性の高い医療を提供するとともに、地域医療連携室を中心に地域の医療機関及び介護機関との更なる連携強化を図り、「紹介率・逆紹介率」の向上や地域連携クリティカルパスの整備・普及に努めること。

イ 地域の医療機関等との連携強化が図られているかを検証する観点から、医療機能や医療の質、連携強化等に係る適切な目標を設定すること。

3 新興感染症等への対策

(1) 感染拡大時等に備えた平時からの取組の推進

新型コロナウイルス感染症対応において、感染拡大時の対応における公立病院等の果たす役割の重要性が改めて認識されたことを踏まえ、平時から新

興感染症等の感染拡大時の対応に必要な機能を備えるための取組を推進すること。

(2) 感染拡大時の感染症対応及び一般医療を維持するための体制の確保

新興感染症の感染拡大時の対応においては、中核的な役割を果たすとともに、地域の医療機関等と連携の上、地域住民に対して安全かつ適切な一般医療の提供が継続できる体制の確保を図ること。

4 災害時における医療救護

(1) 災害拠点病院としての機能強化

地域の医療機関や他の災害拠点病院、行政、医師会等の関係団体との連携を強化するとともに、災害対応能力の抜本的な強化に向け、ヘリポート整備や新たな津波浸水被害想定を踏まえた津波防潮壁の整備検討を進め、吉野川北岸地域における唯一の災害拠点病院としての機能の向上に努めること。

(2) 他地域における医療救護への協力

災害派遣医療チーム（DMAT）の体制強化・技能向上を図り、他地域における医療救護活動への協力体制の一層の強化に努めること。

5 医師・看護師等の確保と働き方改革

(1) 医師・看護師等の医療従事者の確保・養成

ア 医療水準の向上を図るため、専門的な教育や研修の充実を推進し、豊かな人間性と知性の高揚に努め、県民福祉の向上に貢献できる医療人の確保・養成に取り組むこと。

イ 臨床研修病院として、他の臨床研修病院との連携や特色のある臨床研修プログラムの充実など、臨床研修医、専攻医等の確保に繋げる若手医師のスキルアップを図るための環境整備に取り組むこと。

ウ 看護師、薬剤師やその他の医療従事者の一層の確保に努めるとともに、各職種においては、入職後の定着化に向けた支援と職務に専念できる体制づくりを図ること。

エ 質の高い医療従事者を養成するため、教育研修機能の充実及びキャリアパスづくりや認定看護師などの職務に関連する専門資格の取得等をサポートする仕組みづくりを推進すること。

(2) 医師の働き方改革への対応

持続可能な地域医療提供体制の確保のため、業務の適正化やタスクシフティングを推進するなど時間外労働規制や健康確保の取組を、組織を挙げて着実に推進すること。

(3) 看護専門学校の充実強化

ア 質の高い教員の計画的な養成に努めるとともに、病院や県との連携により教育内容の質の向上を図ること。

イ 県内の高等学校等との連携強化により、優秀な看護学生の確保に努めるとともに、学生が安心して学べるよう、施設等の適正な維持管理に努めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 業務運営体制

(1) 効果的な業務運営の推進

理事長及び病院長は、経営効率の高い業務執行体制を確立するとともに、職員の適切な労務管理を行うための制度の構築に努めること。

(2) 他職種間での連携・協力体制の構築

業務の適正化・スリム化を図るため、各職種の業務内容の可視化、業務の見直しやDXの推進を図り、職員間の連携強化に努めるとともに、管理者側が積極的に職員と連携できる体制を構築すること。

(3) 適正な人事評価の実施

職員の資質、能力及び勤労意欲の向上を図るため、公正で客観的な人事評価制度の構築及び適正な評価に基づく給与制度の運用に努めること。

(4) 県内の公立・公的医療機関との連携

ア 県民が等しく質の高い医療を受けることができ、安心して暮らせる徳島の実現を図るため、「徳島医療コンソーシアム」を構成する公立・公的医療機関との連携を強化し、遠隔医療の展開や医療従事者の確保等に向けた検討を行うこと。

イ 医薬品等の共同交渉や人事交流、災害時の協力等を推進し、県立病院との連携による、より効果的な医療提供体制を構築すること。

2 職員の就労環境の向上

(1) 良好な職場環境づくり

ア あいさつ運動などの取組を通して、職員間のコミュニケーションを図り、快適で風通しのよい職場環境づくりに努めること。

イ 職員の福利厚生充実、働き方支援やタスクシフティングなどワークライフバランスの実現に向けた取組を推進し、職員が働きやすい職場環境の整備に努めること。

(2) 職員の処遇改善

優秀な人材の流出を防止するため、職員が高いモチベーションを持ち安心して働き続けることができる就労環境の構築に向け、職員の処遇改善について、抜本的な改革を推進すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経常収支比率

収益力の強化や業務運営の効率化を徹底し、経常収支比率100%以上を早期に達成の上、維持すること。

2 医業収支比率及び修正医業収支比率

同規模の公立病院と比較する等により適切な数値目標を定め、達成すること。なお、修正医業収支比率については、地方独立行政法人法の規定に基づく設立団体からの運営費負担等の所要額の交付が行われれば、経常黒字が達成できる数値目標を定め、達成に向けた取組を推進すること。

3 その他の経営指標

収支改善、収入確保、経費削減及び経営の安定性など、病院の経営上の課題を十分に分析し、課題解決の手段としてふさわしい数値目標を定め、達成すること。

4 目標達成に向けた取組等

(1) 収入の確保

ア 病院全体での収入目標を定め、病床利用率等の収入確保につながる数値目標を適切に設定するとともに、効率的に高度専門医療を提供し、診療単価の向上に努めること。

イ 診療報酬の請求漏れの防止や未収金対策の徹底を図るとともに、病院が持つ医療資源を最大限活用し、新たな収入の確保に努めること。

(2) 費用の抑制

ア 医薬品や診療材料等の購入に係る県立病院との共同交渉の促進や、「院内物流管理システム（SPD）」による在庫管理の適正化及び管理業務の負担軽減の推進を図り、費用の抑制に努めること。

イ 契約方法の定期的な見直しを行うとともに、国の方針を踏まえた医療費適正化の観点から、後発医薬品の利用促進に努め、費用の節減を図ること。

(3) 収益改善策等の具体的な実施時期

収入の確保及び費用の抑制のほか、数値目標を達成するために実施する各取組に関して、具体的な実施時期を明確化すること。

5 各年度における収支計画等

中期目標の期間の全体を通じた収支計画に加え、各年度における収支計画及び目標数値の見直しに関しても、設定すること。また、目標や計画については、全職員に共有し、経営意識の醸成を図ること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設・設備の最適化

(1) 施設・設備の計画的な整備と整備費の抑制

施設及び設備について、医療技術の進展や地域の医療需要はもとより、病院の果たすべき役割・機能・患者サービス向上の観点から必要性や適正な規

模等を総合的に勘案し、計画的に整備することにより、財政負担の軽減や平準化に努めること。

(2) 資金貸付金の適切な活用

地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金を活用した施設・設備の整備については、病院の経営状況や借入金の償還計画等を踏まえ、病院の運営に支障が生じることがないように、整備内容や整備スケジュール等の十分な検討を行うこと。

2 人員配置の弾力化

来院範囲の広域化や手術件数の増加に迅速に対応できるよう、診療科の再編や職員の配置を弾力的に行うこと。

3 デジタル化への対応

(1) 情報システム等を活用した取組の推進

医療の質の向上、医療情報の連携、働き方改革の推進と病院経営の効率化の推進を図る上で重要なマイナンバーカードによるオンライン資格確認や遠隔医療・オンライン診療などの各種情報システム等を活用した取組を推進すること。

(2) 情報セキュリティ対策の徹底

デジタル化の推進に当たっては、厚生労働省が策定した「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を踏まえ、情報セキュリティ対策を徹底すること。

提案理由

地方独立行政法人法第25条第1項の規定により、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の第4期中期目標を定めるに当たり、同条第3項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 22 号

令和5年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について

令和5年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月12日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

提案理由

令和5年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 23 号

令和5年度徳島県病院事業会計決算の認定について

令和5年度徳島県病院事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和6年9月12日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

提案理由

令和5年度徳島県病院事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 24 号

令和5年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり、令和5年度徳島県電気事業会計の剰余金を処分し、令和5年度徳島県電気事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和6年9月12日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

提案理由

令和5年度徳島県電気事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり、あわせて令和5年度徳島県電気事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 25 号

令和5年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり、令和5年度徳島県工業用水道事業会計の剰余金を処分し、令和5年度徳島県工業用水道事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和6年9月12日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

提案理由

令和5年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり、あわせて令和5年度徳島県工業用水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 26 号

令和 5 年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり、令和 5 年度徳島県土地造成事業会計の剰余金を処分し、令和 5 年度徳島県土地造成事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 12 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

提案理由

令和 5 年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第 2 項の規定により議決を経る必要があり、あわせて令和 5 年度徳島県土地造成事業会計決算について、同法第30条第 4 項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 27 号

令和 5 年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり、令和 5 年度徳島県駐車場事業会計の剰余金を処分し、令和 5 年度徳島県駐車場事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 12 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

提案理由

令和 5 年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第 2 項の規定により議決を経る必要があり、あわせて令和 5 年度徳島県駐車場事業会計決算について、同法第30条第 4 項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 28 号

令和5年度徳島県流域下水道事業会計決算の認定について

令和5年度徳島県流域下水道事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和6年9月12日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

提案理由

令和5年度徳島県流域下水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

報告第1号

徳島県継続費精算報告書について

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、徳島県継続費精算報告書を次のとおり報告する。

令和6年9月12日

徳島県知事 後藤田 正 純

令和3年度徳島県継続費精算報告書

1 一般会計

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較					
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源	特 定 財 源			一般財源	特 定 財 源			
					国支出金	地方債	その他			国支出金	地方債			その他	国支出金	地方債	その他
8 土木費	2 道橋り路よ費	色面トンネル新設事業	3	300,000,000	177,000,000	110,000,000	13,000,000	300,000,000	177,000,000	110,000,000	13,000,000	0	0	0	0		
			4	700,000,000	454,300,000	227,200,000		700,000,000	454,300,000	227,200,000		18,500,000	0	0		0	
			5	182,154,000	118,217,000	57,000,000		182,153,500	118,217,621	57,000,000		6,935,879	500	△621	0		1,121
			計	1,182,154,000	749,517,000	394,200,000	13,000,000	1,182,153,500	749,517,621	394,200,000	13,000,000	25,435,879	500	△621	0	0	1,121
	5 都市計画費	末広住吉橋上部工架設事業	3	500,000,000	250,000,000	180,000,000	70,000,000	500,000,000	250,000,000	180,000,000	70,000,000	0	0	0	0		
4			850,000,000	425,000,000	308,000,000	85,000,000	850,000,000	425,000,000	308,000,000	107,000,000	10,000,000	0	0	0	△22,000,000	22,000,000	

			5	52,830,000	26,415,000	19,000,000	5,283,000	2,132,000	52,830,000	26,415,000	19,000,000	5,283,000	2,132,000	0	0	0	0	0
			計	1,402,830,000	701,415,000	507,000,000	160,283,000	34,132,000	1,402,830,000	701,415,000	507,000,000	182,283,000	12,132,000	0	0	0	△22,000,000	22,000,000
		蔵公 プー スン 整 事 本 園 ル タ ド 備 業	3	1,096,000,000	290,500,000	776,000,000	29,500,000		1,096,000,000	290,500,000	612,000,000		193,500,000	0	0	164,000,000	29,500,000	△193,500,000
			4	656,000,000	196,340,000	439,000,000		20,660,000	656,000,000	196,340,000	439,000,000		20,660,000	0	0	0		0
			5	148,204,000	44,102,000	99,000,000		5,102,000	148,203,800	44,101,900	99,000,000		5,101,900	200	100	0		100
			計	1,900,204,000	530,942,000	1,314,000,000	29,500,000	25,762,000	1,900,203,800	530,941,900	1,150,000,000		219,261,900	200	100	164,000,000	29,500,000	△193,499,900

報告第2号

徳島県電気事業会計継続費精算報告書について

地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、徳島県電気事業会計継続費精算報告書を次のとおり報告する。

令和6年9月12日

徳島県知事 後藤田 正 純

令和3年度徳島県電気事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画			実績			比較		
				年割額	左の財源内訳		支義 発 生 額	左の財源内訳		年 割 額 と 義 務 生 差 の 差	左の財源内訳	
					営業収益	損益勘定 留保資金		営業収益	損益勘定 留保資金		営業収益	損益勘定 留保資金
1 事業費用	1 営業費用	日野谷 発電所 3号水車 改良事業	3	円 125,663,000	円 125,663,000	円	円 122,389,299	円 122,389,299	円	円 3,273,701	円 3,273,701	円
			4	310,228,000	310,228,000		305,329,505	305,329,505		4,898,495	4,898,495	
			5	25,852,000	25,852,000		24,190,787	24,190,787		1,661,213	1,661,213	
			計	461,743,000	461,743,000		451,909,591	451,909,591		9,833,409	9,833,409	
1 資本的 支出	1 改良 設費	日野谷 発電所 3号水車 改良事業	3	105,975,000		105,975,000	105,974,068		105,974,068	932		932
			4	137,544,000		137,544,000	99,914,242		99,914,242	37,629,758		37,629,758

			5	11,462,000		11,462,000	7,742,799		7,742,799	3,719,201		3,719,201
			計	254,981,000		254,981,000	213,631,109		213,631,109	41,349,891		41,349,891

報告第3号

令和5年度決算に係る健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度決算に係る健全化判断比率を別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和6年9月12日

徳島県知事 後藤田 正 純

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
%	%	%	%
—	—	12.3	152.2
(3.75)	(8.75)	(25.0)	(400.0)

(備考) 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」と記載した。()内は、早期健全化基準を記載した。

報告第4号

令和5年度決算に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度決算に係る資金不足比率を別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和6年9月12日

徳島県知事 後藤田 正 純

会 計 名	資 金 不 足 比 率
徳島県港湾等整備事業特別会計	— [%]
徳島県病院事業会計	—
徳島県電気事業会計	—
徳島県工業用水道事業会計	—
徳島県土地造成事業会計	—
徳島県駐車場事業会計	—
徳島県流域下水道事業会計	—

(備考) 資金不足額がないため、「—」と記載した。

報告第5号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月12日

徳島県知事 後藤田 正 純

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市在住 1名	円 120,835	令和6年4月15日	徳島市地内	令和6年9月2日
徳島市在住 1名	90,000	令和6年6月13日	徳島市地内	令和6年9月2日
徳島市在住 1名	145,000	令和6年7月12日	徳島市地内	令和6年9月2日

報告第6号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月12日

徳島県知事 後藤田 正 純

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
美馬市在住 2名	円 722,931	令和5年11月10日	美馬市地内 (県道多和脇線)	令和6年8月30日
徳島市在住 1名	65,000	令和6年3月20日	徳島市地内 (県道徳島津田インター線)	令和6年8月30日
三好市在住 1名	108,000	令和6年4月22日	三好市地内 (県道野呂内三縄停車場線)	令和6年8月30日
阿南市在住 1名	103,000	令和6年6月15日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和6年8月30日
名東郡佐那河内村在住 1名	12,000	令和6年7月3日	名西郡神山町地内 (県道石井神山線)	令和6年8月30日

報告第7号

損害賠償（取締行為に伴う人身事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月12日

徳島県知事 後藤田 正 純

損害賠償の額の決定及び和解について

取締行為に伴う人身事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
三好市在住 1名	円 2,500	令和6年5月12日	徳島市地内	令和6年9月2日

報告第8号

地方独立行政法人徳島県鳴門病院の令和5年度に係る業務の実績に関する評価結果について

地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の令和5年度に係る業務の実績に関する評価結果を別冊のとおり報告する。

令和6年9月12日

徳島県知事 後藤田 正 純

報告第9号

地方独立行政法人徳島県鳴門病院第3期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価結果について

地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の第3期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価結果を別冊のとおり報告する。

令和6年9月12日

徳島県知事 後藤田 正 純

